

働き方改革の促進のための取組方針

平成 27 年 1 月 15 日
鳥取労働局働き方
改革推進本部決定

1. 鳥取労働局働き方改革推進本部の設置

働き方改革の実現には、女性の活躍推進や雇用管理改善など、幅広い施策が求められることから、局内幹部を構成員に充て、施策横断的に取組を推進するものとする。

2. 当面の実施事項

(1) 経営者団体等への要請

経営団体や労働組合を本部長等が訪問し、会員企業等に対する働き方改革の促進のための協力の要請を実施する。

(2) 県内企業の訪問

県内企業を計画的に訪問し、働き方見直しの取組要請を行うとともに、実施している好事例があればそれを収集・公表する。

特に、一般的に長時間労働になりやすい又は休暇取得がしづらい業種から好事例を収集・公表し、広く県内に取組を周知することに主眼を置く。

(3) 関係機関との連携の強化

働き方改革の取組については、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号。平成 26 年 11 月 28 日施行）における「ひとの創生」「しごとの創生」にも資することから、本取組に関連する鳥取県等の関係部局との協力・調整を図る。